

・・・農地中間管理事業と農業者年金の関係・・・

(問1) 経営移譲年金及び特例付加年金の受給者が後継者に貸していた農地を農地中間管理機構に貸し付ける場合、経営移譲年金及び特例付加年金の受給はどうなりますか。

(答)

経営移譲年金及び特例付加年金(以下、経営移譲年金等という。)を受給している者が、後継者に経営移譲及び経営継承(以下、経営移譲等という。)した農地の返還を受け、農地中間管理機構にその農地を貸し付ける場合、農地中間管理機構は適格な経営移譲等の相手方として位置づけられていますので、次の要件(※)を満たすことにより、経営移譲年金等を引き続き受給することができます。

また、農地中間管理機構に農地を貸付けたら、速やかに JA に届出してください。

※ 要件について

- ① 利用権の設定期間は 10 年以上であること
- ② 後継者から農地の返還を受けた日から起算して 1 年以内に農地中間管理機構へ利用権を設定すること

(問2) 経営移譲年金等の受給者が農地中間管理機構に貸し付けた農地について、農地中間管理機構からの借り手によって経営移譲年金等が支給停止となることはありますか。また、借り手が見いだせなかった場合は、どうなりますか。

(答)

農地中間管理機構に経営移譲等をした農地について、農地中間管理機構からの転貸の相手方によって経営移譲年金等の支給が停止されることはありません。

ただし、農地中間管理機構から転貸される相手方が見いだせないこと等により、受給者へ農地が返還される場合は、受給している年金の種別により支給停止の取扱いが異なります。

〔経営移譲年金を受給している場合〕

1. 基本額経営移譲年金を受給している場合

農地中間管理機構からの農地が返還されることによる支給停止はありません。

(農業経営を再開する場合は除く。)

2. 加算付経営移譲年金を受給している場合

農地中間管理機構から転貸される相手方が見いだせないこと等により、受給者へ農地が返還されたときは、返還から 1 年以内に特定譲受者(※)に適格に処分できない場合は、加算付経営移譲年金から基本額経営移譲年金へ減額されます。

(※)特定譲受者とは、

60歳未満で国民年金第1号被保険者の50アール以上の農業経営者、農業法人等

[特例付加年金を受給している場合]

農地中間管理機構からの農地が返還されることによる支給停止はありません。
(農業経営を再開する場合は除く。)

(問3)当初、サラリーマン後継者に農地を貸し付けて基本額経営移譲年金を受給している者が、当該農地を農地中間管理機構に貸し直す場合、加算付経営移譲年金に増額できるか。

(答)

当初、サラリーマン等の後継者に農地を貸し付けて基本額経営移譲年金を受給している者が、一定の要件(※)を満たす経営移譲のやり直しを行った場合は、加算付経営移譲年金を受けることができます。

(※) 経営移譲のやり直しの一定の要件

1. 昭和61年4月1日以降に経営移譲年金の受給権が発生した者に限る
2. 農地中間管理機構への利用権の設定期間は10年以上となること
3. 後継者から農地の全部の返還を受ける場合

自留地相当分として10アール(道南を除く北海道の区域は20アール)以内を除いて、全てを農地中間管理機構に利用権を設定すること。

4. 後継者から一部の農地の返還を受ける場合

当初の経営移譲面積(土地収用法等により処分している面積を除く。)の3/4以上かつ30アール(道南を除く北海道の区域は1ヘクタール、沖縄20アール)以上であること。

5. 後継者への貸付期間の満了による再設定が行われていないこと

(問4)経営移譲年金等の受給者が農地中間管理機構に農地を貸し付けて経営転換協力金を受けた場合(同一世帯内の親から子へ経営移譲していたが、子も含めて世帯全員がリタイアすることで経営転換協力金を申請する等)、経営移譲年金等の受給はどうなりますか。

(答)

経営移譲年金を受給している親が、子への農地の貸借契約を一旦解約した上で、農地中間管理機構に当該農地を貸し付ける等の場合においても、上記問1の要件を満たしていれば、経営移譲年金等を引き続き受給することができます。

また、受給者が経営転換協力金を農業所得として確定申告しても、経営移讓年金等の受給に影響はありません。

(問5) 経営移讓年金等の受給者が農地中間管理機構へ貸し付けた農地について、集落営農組織又は農業生産法人が転貸を受けて、その法人に受給者が参加すると経営移讓年金等の受給はどうなりますか。

(答)

1. 経営移讓年金の受給者が任意組織の集落営農に参加する場合

経営移讓年金の受給者が、任意組織の集落営農に参加する場合には、農地等の権利名義を新たに取得するものではないことから、受給者は、引き続き経営移讓年金を受給できます。

2. 経営移讓年金の受給者が農業生産法人に参加する場合

経営移讓年金の受給者が農業生産法人に参加し、持分を取得して構成員になる場合には、農業経営の再開となり、経営移讓年金が支給停止となります。

ただし、農業生産法人の構成員ではなく、単なる雇用者として従事する場合には、農業経営の再開とならないので引き続き経営移讓年金を受給できます。

3. 特例付加年金の受給者が任意の集落営農又は農業生産法人に参加する場合

特例付加年金の受給者が農業を営む法人の常時従事者たる構成員になった場合は、特例付加年金が支給停止になります。

また、農業を営む法人の常時従事者でなくなるか又は構成員でなくなった場合は、再び特例付加年金を受給できます。